

(別添3)

## サービス適正契約普及事業実施要綱

### 1 目的

本事業は、介護サービスの利用者及び事業者に対し、契約の手続きや留意点等について周知するとともに、契約に関する相談に応じること等により、介護サービスに係る適正な契約の普及を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

事業の実施主体は、都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

事業の全部又は一部を、都道府県においてはシルバーサービス地方振興組織等に、市町村においては在宅介護支援センター等事業を適切に行うことができる団体に委託して実施することができる。

### 3 事業内容

介護保険制度の下では、利用者が事業者との間で締結する契約に基づいてサービスの利用が行われることを踏まえ、「適正契約相談窓口」を設けて、契約の適正な普及に資する次の事業を行う。

#### (1) 情報提供事業

介護サービスの提供を始める際に事業者が遵守すべき手続き、利用者と事業者の間で介護サービスの利用に関する契約書を作成する場合の留意事項やモデル的な契約書例等について、利用者及び事業者に対して情報提供する。

#### (2) 相談助言事業

利用者又は事業者から、契約締結についての相談に応じ、必要な助言を行う。